

福井県報

第 293 号
令和 6 年
4 月 9 日 (火)
火 曜 日 発 行

目次

(※は県例規集登載事項)

告 示

- 指定公金事務取扱者の指定(一九〇・定住交流課)……………二
- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館観覧料、図録等販売料、施設使用料、博物館方
イド利用料および着付け体験料の徴収事務委託(一九一・一乗谷朝倉氏遺跡博物
館)……………二
- 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館および福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通
観覧券に係る観覧料の徴収事務委託(一九二・同)……………二
- 社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修機関の登録(一九三・長寿福
祉課)……………二
- 指定公金事務取扱者の指定(一九四・障がい福祉課)……………三
- 保育士登録等に係る手数料の収納事務委託(一九五・児童家庭課)……………三
- 指定公金事務取扱者の指定(一九六・地域医療課)……………三
- 保安林の指定の予定(一九七・森づくり課)……………三
- 土地改良区の定款変更の認可(一九八、一九九・福井農林総合事務所)……………四
- 土地改良区の定款変更の認可(二〇〇・嶺南振興局)……………四
- ※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定の解除(二〇一・砂防防災
課)……………四
- ※土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域の指定(二〇二・同)……………五
- 公有水面埋立ての竣功認可(二〇三・港湾空港課)……………六
- 港湾法の規定による臨港地区の指定および同指定に係る関係図書の縦覧(二〇四
・同)……………六
- 臨海中央公園有料施設の使用料の徴収事務委託(二〇五・都市計画課)……………七
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二〇六・同)……………七
- 都市再開発法の規定による福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発組合の事
業計画の変更の認可(二〇七・同)……………八
- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定(二〇八・建築住宅課)……………八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定……………八

- 定(一乗谷朝倉氏遺跡博物館)……………八
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(エネ
ルギー課)……………八
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による特例措置を採ることがで
きる特定病院の認定(障がい福祉課)……………一〇
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による応急入院指定病院の指定
(同)……………一一
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による特例措置を採ることがで
きる応急入院指定病院の指定(同)……………一一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(地
域医療課)……………一一
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定(県立病院)……………一二
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業・市場開
拓課)……………一二
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出(同)……………一三
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見(二件・同)……………一四
- 土地改良区の役員の就任(福井農林総合事務所)……………一五
- 土地改良区の役員の就任(坂井農林総合事務所)……………一五
- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………一五
- 土地改良区の役員の就任(同)……………一六
- 土地改良区の役員の退任(同)……………一六
- 土地改良区の実施(二件・土木管理課)……………一六
- 基本測量の実施(同)……………一七
- 公共測量の終了(二件・同)……………一七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決
定(警察本部会計課)……………一七
- 選挙管理委員会告示
 - 政治団体の届出事項の異動に係る届出(一九)……………一八
 - 政治団体の解散の届出(二〇)……………一九
 - 資金管理団体の届出事項の異動に係る届出(二一)……………二〇
- 監査委員会告示
 - 令和五年度包括外部監査の結果報告書(七)……………二〇
- 公安委員会告示
 - 技能検定員審査の実施(二九・運転免許課)……………二〇
 - 教習指導員審査の実施(三〇・同)……………二一

告示

福井県告示第190号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、U1タクシー等交通費等支援金支給事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
アイピーエージェント株式会社
福井県福井市日之出4丁目1-6
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
ふくいインターネット参加者宿泊費支援事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年4月1日

福井県告示第191号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館観覧料、図録等販売料、施設使用料、博物館ガイド利用料および着付け体験料の徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社アイピックス
代表取締役 吉田 保裕
福井市下馬2丁目101番
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館観覧料、図録等販売料、施設使用料、博物館ガイド利用料および着付け体験料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和6年4月1日

福井県告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館および福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通観覧券に係る観覧料の徴収事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
一般社団法人朝倉氏遺跡保存協会
会長 岸田 清
福井市城戸ノ内町28番37号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入
福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館および福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並の共通観覧券に係る観覧料の徴収の事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和6年4月1日

福井県告示第193号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第15条に規定する登録研修機関に登録したので、同法附則第24条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
敦賀ケアセンターかくた 訪問看護ステーション
- 2 事業所の所在地
敦賀市昭和町2丁目11-5
- 3 事業者の名称
株式会社 かくた
- 4 登録年月日
令和6年3月21日
- 5 喀痰吸引等研修の課程
第一号研修
- 6 登録研修機関登録番号
1813131

払込用紙による。

福井県告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、障がい福祉有償インターネット等支援事業における報償金支払事務を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
アイピーエージェント株式会社
福井市日之出4丁目1-6
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
障がい福祉有償インターネット等支援事業における報償金支払事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年4月1日

福井県告示195号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項の保育士登録申請、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の保育士登録証書換え交付および児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第18条第1項の保育士登録証再交付にかかると手数料の収納事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所
社会福祉法人日本保育協会
理事長 吉田 学
東京都千代田区麹町1丁目6番2号
- 2 受託事務の内容
①保育士登録申請にかかる手数料の収納
②保育士登録証書換え交付にかかる手数料の収納
③保育士登録証再交付にかかる手数料の収納
- 3 委託期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 収納の方法

福井県告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福井県医療機関・薬局等における物価高騰対策支援金交付事業を委託したので、同法第243条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 指定公金事務取扱者の名称および住所
株式会社エイチ・アイ・エス中部事業部
愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12号大名古屋ビルヂング16階
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出
医療機関・薬局等への支援金給付業務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和6年4月1日
- 4 指定公金事務取扱者に委託した日
令和6年4月1日

福井県告示第197号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 保安林子定森林の所在場所
大野市木本150字色谷22、23、27、28、32、33、34の1
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
木本150字色谷23・32（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第198号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
徳光用水土地改良区	令和6年3月21日

福井県告示第199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
木田用水土地改良区	令和6年3月21日

福井県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鱒川土地改良区	令和6年4月1日

福井県告示第201号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定に基づき、次の土地の土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域について指定を解除するので、同法第7条第6項および第9条第9項において準用する第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

全部について指定を解除する土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
あわら市吉崎 (8-I-170)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あわら市岩崎 (8-III-13007)	急傾斜地の崩壊	
南越前町西大道(1) (20-I-350-2)	急傾斜地の崩壊	

全部について指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示 および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
あわら市吉崎 (8-I-170)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あわら市岩崎 (8-III-13007)	急傾斜地の崩壊	
南越前町西大道(1) (20-I-350-2)	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福井県告示第2022号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項および第9条第1項の規定に基づき、次の土地を土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域に指定するので、同法第7条第4項および第9条第4項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示
あわら市吉崎 (8-I-170)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
あわら市岩崎 (8-III-13007)	急傾斜地の崩壊	
南越前町西大道(1) (20-I-350-2)	急傾斜地の崩壊	

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示 および当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
あわら市岩崎 (8-III-13007)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
南越前町西大道(1) (20-I-350-2)	急傾斜地の崩壊	

〔次の図〕は、省略し、その図面を福井県土木部砂防防災課、当該土砂災害警戒区域等を所管する各土木事務所、市役所および町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福井県告示第203号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面埋立ての竣功認可をしたので、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

内浦港港湾管理者 福井県

代表者

福井県知事 杉本 達治

1 竣功認可の日

令和6年4月9日

2 竣功認可を受けた者の住所および名称ならびに代表者の氏名

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県

福井県知事 杉本 達治

3 埋立区域

(1) 位置

福井県大飯郡高浜町音海79字高原1番地5、1番地9および大飯郡高浜町音海字港9番地、10番地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、①の地点から④の地点を結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ昭和45年6月19日付け福井県指令港第677号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ昭和57年4月12日付け福井県指令港第259号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線および平成24年3月5日付け福井県指令港空第76号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線、⑥の地点から⑦の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 福井県大飯郡音海の国土地理院VI三等三角点 音海（北緯35度32分

46.47677秒、東経135度30分27.31666秒世界測地系に

よる）から189度55分47秒 1.403.98メートルの地点

②の地点 ①の地点から74度17分42秒 163.23メートルの地点

③の地点 ②の地点から344度17分42秒 2.47メートルの地点

④の地点 ③の地点から74度17分42秒 43.52メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から217度23分22秒 203.05メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から307度41分21秒 129.89メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から74度03分23秒 33.19メートルの地点

(3) 面積

14.183.94平方メートル

4 埋立免許の日および番号

平成29年3月30日

福井県指令港空第17号

5 関係図書を備え置く市町村

高浜町

福井県告示第204号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、内浦港における臨港地区を指定したので、同法第38条第8項の規定により、次のとおり告示し、当該臨港地区の区域の関係図書を縦覧に供する。

令和6年4月9日

内浦港港湾管理者 福井県

代表者

福井県知事 杉本 達治

一 臨港地区の指定

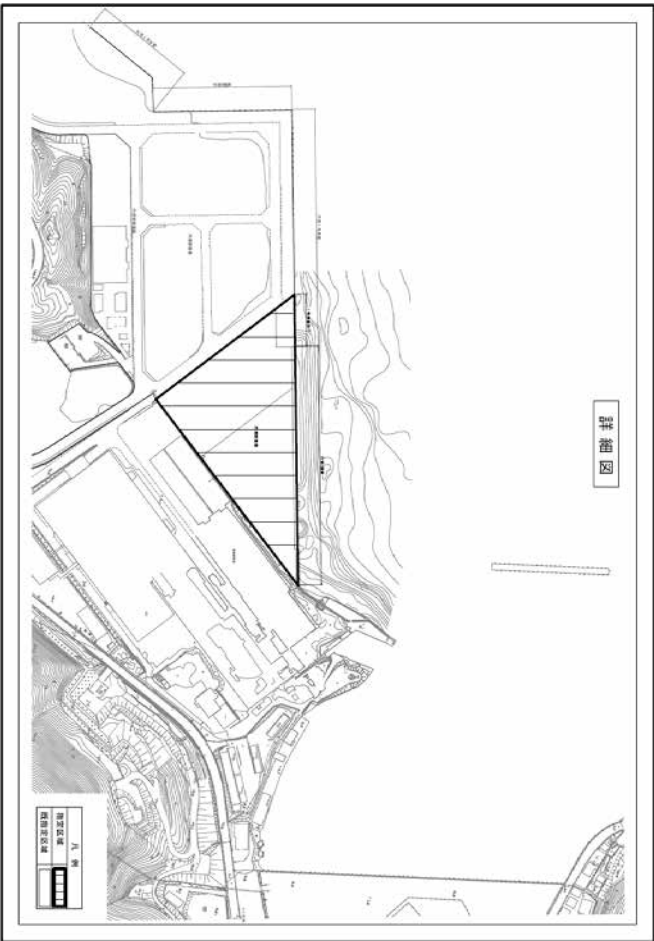
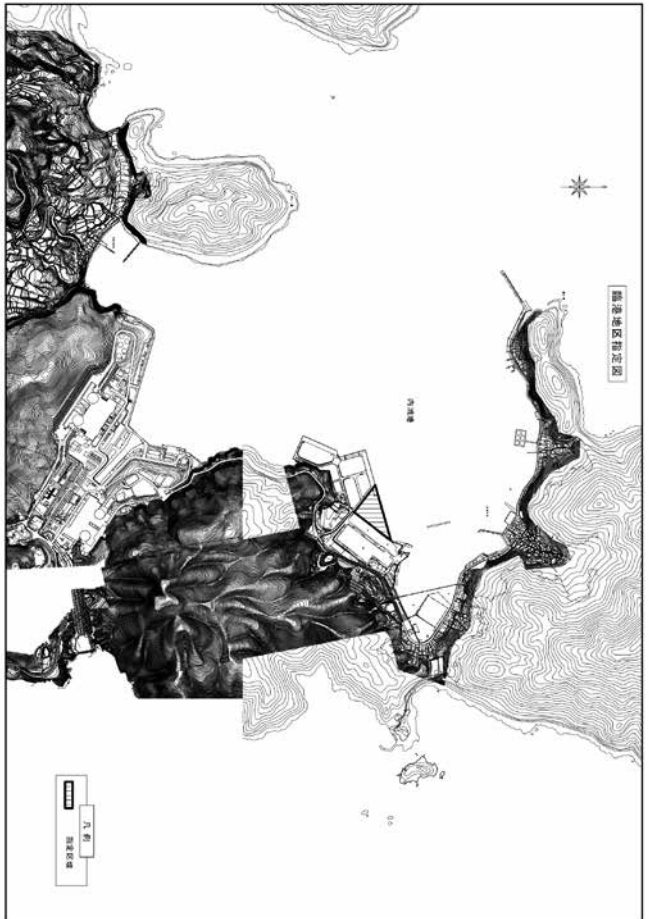
1 臨港地区の区域

(1) 位置

大飯郡高浜町音海79字高原1番地5、1番地9および大飯郡高浜町音海字港9番地、10番地の地先

(2) 区域

次の図のとおり



2 臨港地区の区域の縦覧
 臨港地区の区域の関係図書は、福井県土木部港湾空港課のホームページ上に公開して縦覧に供する。

福井県告示第205号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定に基づき、福井県都市公園条例(昭和48年福井県条例第5号)第11条の使用料の徴収の事務を委託したので、同令第158条第2項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 受託者の名称および住所
 有限会社アイワマネジメント
 坂井市丸岡町千田29-13
- 2 委託事務の内容
 臨海中央公園の有料公園施設の使用料の徴収の事務
- 3 委託期間
 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 徴収の方法
 納入通知書による。

福井県告示第206号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 都市計画の種類
 高浜都市計画道路 3・5・3号高浜駅前線
- 2 都市計画を定める土地の区域
 3・5・3号高浜駅前線に係る土地
 追加する部分
 高浜町宮崎72号、宮崎73号、宮崎75号、宮崎77号、宮崎86号、宮崎87号
 および三明2号の各一部
 削除する部分
 高浜町宮崎72号、宮崎73号、宮崎75号、宮崎76号、宮崎77号、宮崎86号
 および宮崎87号の各一部

- 3 縦覧場所
 福井市大手3丁目17番1号
 福井県土木部都市計画課

福井県告示第207号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 組合の名称
 福井駅前電車通り北地区A街区市街地再開発組合
- 2 事務所の所在地
 福井市大手3丁目12番20号
- 3 事業施行期間
 令和元年12月24日から令和7年9月30日まで
- 4 施行地区
 福井市中央1丁目1701番から1704番まで、1705番1、1707番3、1707番5、1708番1、1709番1、1714番、1715番、2701番から2711番まで、2713番から2725番までおよび2729番から2737番までならびに3・1・13福井駅前線の一部、3・4・14福井駅豊島上町線（3408番）の一部、市道中央1-330号線の一部、市道中央1-333号線の一部および令和2年3月31日付け福井市告示第117号により廃止された市道中央1-341号線
- 5 組合設立認可の年月日
 令和元年12月19日
- 6 事業計画の変更の認可の年月日
 令和6年3月18日

福井県告示第208号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のとおり公示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称および住所
 株式会社かくだ
 敦賀市昭和町2丁目20番地16

- 2 支援業務を行う事務所の所在地
 敦賀市昭和町2丁目20番地16

公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 総合管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
 福井県福井市安波賀中島町8-10
- 3 落札者を決定した日
 令和6年3月29日
- 4 落札者の名称および住所
 株式会社アイビックス
 福井県福井市下馬2丁目101番地
- 5 落札金額
 78,012,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
 令和6年2月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
 (1) 調達をする特定役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量
 福井県若狭湾エネルギー研究センター蛍光顕微鏡画像解析システム の購入 1式
 (2) 調達役務の仕様等
 入札説明書、契約書、「福井県若狭湾エネルギー研究センター 蛍光顕微鏡画像解

析システムの購入 仕様書」(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 履行期限

令和7年3月24日(月)

(4) 履行場所

福井県若狭湾エネルギー研究センター(福井県敦賀市長谷64-52-1)

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約(政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。)に係る競争入札の参加資格(以下「資格」という。)について別に知事が行う審査により認定を受けた者(この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。)で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置または指名除外の期間中でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる審査により、この入札に係る調達役務を履行することができる技術的能力を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達役務に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電

子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県エネルギー環境部エネルギー課

電話 0776-20-0230

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書(電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者にあつては入札説明書に定める様式)に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関して福井県の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 入札参加資格確認申請書等の提出期限

令和6年4月23日(火) 17時まで

(2) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書等の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

紙により提出する場合は、申請書等に必要事項を記載し、提出期間内に持参または提出締切日を必着とした書留郵便その他の配達記録が残る郵便等により提出すること。

ウ 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県エネルギー環境部エネルギー課

電話 0776-20-0230

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和6年5月20日(月) 8時30分から

令和6年5月21日(火) 16時00分まで

(3) 開札日時

令和6年5月22日(水) 10時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県エネルギー環境部エネルギー課

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達業務の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)第152条、第153条、第171条および第172条の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うと

ともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(7) 2に記載する、別に知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請の受付時期

福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。

ける日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required :

Purchase of fluorescence microscope image analysis system

(2) Date/Time of Bidding:

10:00 AM 22th May 2024 (Time-limit for the submission of tenders : 4:00PM

21th May 2024)

(3) Period of Contract:

24th March 2025

(4) Implementation location

The Wakasa Wan Energy Research Center 64-52-1, Nagatani, Tsuruga city,

Fukui prefecture

(5) Contact point for the notice:

Energy division, Department of Energy and Environment,

Fukui prefectural government, 3-17-1, Ote, Fukui city, Fukui prefecture,

910-8580 Japan

Tel 0776-20-0230

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第21条第4項後段および第33条第3項後段の規定による特例措置を採ることができる特定病院を認定したので、次のとおり公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

特定病院一覧

名称	所在地	開設者氏名	認定日	指定期間
公益財団法人 松原病院	福井市文京2丁目9-1	代表理事 松原六郎	令和6年3月25日	令和6年4月1日～令和9年3月31日
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8-1	福井県知事 杉本 達治	令和6年3月25日	令和6年4月1日～令和9年3月31日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項の規定に基づき、応急入院指定病院を指定したので、次のとおり公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

応急入院指定病院一覧

名称	所在地	開設者氏名	指定日	指定期間
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8-1	福井県知事 杉本 達治	令和6年3月25日	令和6年4月1日～令和9年3月31日
公益財団法人 松原病院	福井市文京2丁目9-1	代表理事 松原 六郎	令和6年3月25日	令和6年4月1日～令和9年3月31日
杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2	公立小浜病院組合 組合長 松崎 晃治	令和6年3月25日	令和6年4月1日～令和9年3月31日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第1項の規定により特例措置を採ることができる応急入院指定病院を指定したので、次のとおり公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

特例措置を採ることができる応急入院指定病院一覧

名称	所在地	開設者氏名	指定日	指定期間
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8-1	福井県知事 杉本 達治	令和6年3月25日	令和6年4月1日～令和9年3月31日
公益財団法人 松原病院	福井市文京2丁目9-1	代表理事 松原 六郎	令和6年3月25日	令和6年4月1日～令和9年3月31日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
福井県トクターヘリ運航業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県健康福祉部地域医療課
福井県福井市大手3丁目17番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年3月14日
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所
セントラルヘリコプターサービズ株式会社
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字林先1番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
1, 324, 685, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザルによる随意契約
- 7 随意契約理由
福井県ドクターヘリ運航業務委託に係る公募型プロポーザルにおける業者選定委員会の審査により、委託候補者として選定されたため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和6年4月9日
福井県立病院長 道傳 研司
- 1 落札に係る調達物品の名称および調達予定数量
重油（JIS規格1種1号）
1, 400キロリットル
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立病院経営管理課
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日
令和6年3月22日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社室次
福井市田原2丁目4-1
- 5 落札金額
1リットル当たり95円90銭
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和6年2月6日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小

売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
ドラッグコスモス板垣店
福井県福井市板垣一丁目101番 外5筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品
代表取締役 横山 英昭
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年11月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 236㎡
- 6 駐車場の収容台数 41台
- 7 駐輪場の収容台数 10台
- 8 荷さばき施設の面積 32㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 11, 45㎡
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時45分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出の日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小

令和6年3月14日

15 届出の縦覧場所

- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
- (2) 福井県福井市手寄1丁目4-1
福井市商工労働部商工振興課

16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

17 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項および第2項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地
くるふ福井駅

福井県福井市大手1丁目201番地ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
金沢ターミナル開発株式会社
代表取締役 山越 健司
石川県金沢市木ノ新保町1番1号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) プリズム福井
(変更後) くるふ福井駅

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名および住所
(変更前)

・金沢ターミナル開発株式会社 代表取締役 山越 健司 金沢市木ノ新保町1番1号
(変更後)

・株式会社ジェイアールサーベスネット金沢 代表取締役社長 川崎 郁夫 石川県金沢市日吉町7-4

・株式会社番匠本店 代表取締役 山田和徳 福井市高木中央3丁目507番地

・福井酒販有限公司 代表取締役社長 水元 義則 福井市花堂1-12-32

・株式会社越前田村屋 代表取締役社長 田村 誠司 福井市栄崎町38-11-2

・株式会社カリヨー 代表取締役 新谷 雅嗣 福井市問屋町2丁目42番地

・株式会社東京デリカ 代表取締役社長 木山 剛史 東京都葛飾区新小岩1-48-14

・株式会社タキダエンタープライズ 代表取締役 滝田 真也 福井県坂井市三国町平山15-21

・株式会社栄太楼 代表取締役 岡寄 幸誠 福井市二の宮4丁目4-5

・株式会社羽二重餅総本舗松岡軒 代表取締役社長 淡島 律子 福井市中央3丁目5-19

・株式会社錦梅堂 代表取締役社長 紅谷 宏志 福井市順化1-7-7

・株式会社甘泉堂 代表取締役 村中 洋祐 福井市中央1丁目21-24

・渡瀬株式会社 代表取締役社長 渡辺 崇嗣 福井市長本町1034番地

・株式会社若廣 代表取締役社長 山之内 康雄 小浜市川崎1-3-5

・株式会社天たつ 代表取締役社長 天野 単一 福井市順化2-7-17

・株式会社一乃松 代表取締役 坂 克也 越前市三口町77番地

・株式会社森八大名園 代表取締役 森 雅信 福井市大手3丁目15-9

・株式会社高井屋 代表取締役社長 高井 信幸 福井市松本3丁目21-1

・株式会社だいいち 代表取締役 北川 和哉 石川県加賀市中代町リ60番1

・株式会社保安企画 代表取締役 渡辺 勉 岐阜県羽島市舟橋町本町5丁目32番

・株式会社西洋菓子倶楽部 代表取締役 高倉 美智代 坂井市丸岡町一本田中34-83

・いのうえ株式会社 代表取締役 井上 隆二 吉田郡永平寺町志比28-2

・有限会社はや川 代表取締役社長 早川 慶太 勝山市旭町1-400-2

・株式会社ワッツモトキヨシ甲信越販売 代表取締役社長 安藤 浩 長野市鶴賀緑町1393番地3

・ジュピターコーヒー株式会社 代表取締役 内林 久雄 東京都文京区本駒込4-41-4

・株式会社JINS 代表取締役 CEO 田中 亮 前橋市川原町二丁目26番地4

・株式会社エンプレス 代表取締役 藤 易風 東京都台東区柳橋1-20-1エンプレスビル

・株式会社カワグチ 代表取締役社長 川口 孝誠 福井市梅野町21-6-1

・デリアテール株式会社 代表取締役 佐々木 亜由美 福井市西開発4-221-

2

- (3) 駐車場の位置
(変更前)
店舗南側・パーク23
(変更後)
店舗南側・福井市本町通地下駐車場・福井市大手第二駐車場・福井市大手駐車場・福井駅西口地下駐車場・A P パークフアミリーパーキング・サカエパーキング・北の庄駐車場・ハピリン地下駐車場・福井駅東パーキング・システムパーク福井東北電力前
- (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 2か所
店舗南側(1)・パーク23(1)
(変更後) 15か所
店舗南側(1)・福井市本町通地下駐車場(2)・福井市大手第二駐車場(1)・福井市大手駐車場(2)・福井駅西口地下駐車場(2)・A P パークフアミリーパーキング(1)・サカエパーキング(2)・北の庄駐車場(1)・ハピリン地下駐車場(1)・福井駅東パーキング(1)・システムパーク福井東北電力前(1)
- 4 変更の年月日
令和6年3月15日
- 5 届出のあった日
令和6年3月14日
- 6 届出の縦覧場所
(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課
(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1
福井市商工労働部商工振興課
- 7 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯
(1) 縦覧期間
公告の日から4月間
(2) 縦覧できる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで
- 8 意見書の提出先
福井県福井市大手3丁目17番1号
福井県産業労働部商業・市場開拓課

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により福井市か

ら意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地
アル・プラザ敦賀

福井県敦賀市白銀町11番5号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社平和堂

代表取締役 平松 正嗣

滋賀県彦根市西今町1番地

3 聴取した意見の概要

(1) 敦賀市

・北側平面駐車場を新たに増設するにあたり、福井県安全で安心なまちづくりの推進に関する条例第21条の規定に基づき、敦賀警察署長に防犯上の意見を求めること。

・工事中、工事後においては、騒音、振動、濁水、粉じん等の公害が発生しないように留意すること。

・水環境保全対策を実施しているため、地下水を利用した消雪設備を設置しないようにすること。

・工事の時間帯については、地元の同意を得て行うこと。
・廃棄物の処理については、関係法令を遵守するとともに、廃棄物の飛散を防止するため随時清掃を行うなど、周辺環境の美化に努めること。

・管理地に廃棄物が投棄されないよう適切に管理するとともに、投棄された場合は、管理者の責任において適正処理すること。

・車両、荷捌き、運搬作業等による騒音の発生防止に努めること。

・搬入、搬出車両等のエンジン停止に努め、騒音及び排気ガスの軽減に努めること。

・今回の変更により、新たに屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物等変更(改造)許可申請書を提出すること。

・園児、児童、生徒が安全に通行できるように配慮すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

敦賀市産業経済部商工貿易振興課

(3) 福井県敦賀市中央町1丁目7番42号

敦賀合同庁舎内福井県会計局会計課二州会計室

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

- (1) 縦覧期間
 公告の日から1月間
- (2) 縦覧できる時間帯
 午前8時30分から午後5時15分まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地

そよら福井開発

福井県福井市西開発三丁目205番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

イオンモール株式会社

代表取締役 井出 武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

3 聴取した意見の概要

(1) 福井市

・当該大規模小売店舗については、福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当すると想定されるので、同条例に基づく「特定工場設置届出書」を提出すること。なお、定格出力2.25KW以上の冷凍冷蔵室外機、空調室外機及び送風機等が該当となる。

・福井市公害防止条例の特定工場の要件に該当する場合は、同条例の規制基準を遵守すること。

・早期及び夜間の搬入作業及び荷捌き作業をなるべく避けること。

・空調室外機等の騒音発生施設の仕様等について十分配慮するとともに、定期的な点検等を実施し、施設の稼働や故障を起因とする騒音発生の未然防止に努めること。

特に、24時間稼働する施設からの騒音については、十分留意すること。また、騒音発生施設の配置についても、住宅等と隣接する場所をなるべく避けるなどの配慮をすること。

・店舗周辺の環境保全のため、環境関係法令を遵守し、周辺住民から公害に関する要望があった場合は、誠実に対応すること。

・届出対象規模の屋外広告物を設置する場合は、行為の着手30日前までに福井市景観条例にかかる届出を提出すること。

4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4番1号

福井市商工労働部商工振興課

5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

六条用水土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月11日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 佐藤 紀明 福井市下六条町10-32

坂井北部土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和6年3月7日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 山崎 芳憲 坂井市三国町平山50-4

名田庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所

理 事 山本喜大夫 おおい町名田庄三重22-50

〃 藤原 義信 〃 名田庄三重44-5

〃 上馬 嘉郎 〃 名田庄三重57-18-1

〃 林 秀樹 〃 名田庄三重28-11

〃 田中 俊弘 〃 名田庄三重32-38

〃 田中 直樹 〃 名田庄三重18-35
 〃 林 一也 〃 名田庄三重28-28-1
 〃 嶋田 耕成 〃 名田庄三重26-13
 〃 早川 宣光 〃 名田庄三重37-1-3
 監 事 早川 勇治 〃 名田庄三重11-9
 〃 田中 通利 〃 名田庄三重19-4

名田庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
 理 事 岡 政彦 おおい町名田庄下1-7-1
 〃 松井 克夫 〃 名田庄三重42-16-1
 〃 田中 直樹 〃 名田庄三重18-35
 〃 小間 和夫 〃 名田庄三重32-28
 〃 林 宗和 〃 名田庄三重28-49
 〃 嶋田 宗隆 〃 名田庄三重62-8-2
 〃 前田 美弘 〃 名田庄三重11-21
 〃 松尾 豊 〃 名田庄中33-23
 〃 木村 秀樹 〃 名田庄小倉27-3-7
 〃 松尾 薫 〃 名田庄井上19-2
 〃 森 和哉 〃 名田庄下21-27-1
 〃 植茶 英男 〃 名田庄堂本24-3
 監 事 嶋田甚一郎 〃 名田庄三重28-43-2
 〃 菅原 節夫 〃 名田庄下83-12
 〃 藤原 和志 〃 小車田13-3

小浜飯盛土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
 理 事 地村 耕作 小浜市飯盛86-16-2
 〃 地村 初男 小浜市飯盛86-1

〃 地村 忠司 小浜市飯盛84-2-1
 〃 城谷 博章 小浜市飯盛129-5-1
 〃 吉村 貞樹 小浜市飯盛127-32-1
 〃 森下 敏明 小浜市飯盛133-27
 〃 瀬戸 裕治 小浜市飯盛21-40
 〃 一瀬 行弘 小浜市飯盛34-18
 〃 家山 忠勝 小浜市飯盛31-35
 〃 森下 修 小浜市飯盛18-36
 監 事 岡 博明 小浜市飯盛33-63-1
 〃 地村 敏幸 小浜市飯盛71-8
 〃 城谷 則近 小浜市飯盛129-7

小浜飯盛土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

役員名 氏 名 住 所
 理 事 地村 敏幸 小浜市飯盛71-8
 〃 地村 耕作 小浜市飯盛86-16-2
 〃 地村 忠司 小浜市飯盛84-2-1
 〃 城谷 博章 小浜市飯盛129-5-1
 〃 吉村 貞樹 小浜市飯盛127-32-1
 〃 森下 敏明 小浜市飯盛133-27
 〃 瀬戸 裕治 小浜市飯盛21-40
 〃 一瀬 行弘 小浜市飯盛34-18
 〃 家山 忠勝 小浜市飯盛31-35
 〃 森下 薫 小浜市加斗18-45
 監 事 岡 博明 小浜市飯盛33-63-1
 〃 地村 初男 小浜市飯盛86-1
 〃 城谷 則近 小浜市飯盛129-7

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和6年3月7日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月9日

福井県知事 杉本 達治

- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
- 2 作業の種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正）
- 3 作業の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 作業の地域
福井県全域

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、令和6年3月15日に国土地理院より基本測量の実施についての通知があったので、同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和6年4月9日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
国土地理院
 - 2 作業の種類
基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）
 - 3 作業の期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
 - 4 作業の地域
あわら市および坂井市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和6年3月11日に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和6年4月9日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - 2 作業の種類
公共測量（空中写真測量）
 - 3 作業の期間
令和6年3月17日から令和6年8月1日まで
 - 4 作業の地域
福井県あわら市～敦賀市間

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和6年3月7日に福井県地方事務局より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和6年4月9日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
福井県地方事務局
 - 2 作業の種類
公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点測量）
 - 3 作業の期間
令和5年10月1日から令和6年2月29日まで
 - 4 作業の地域
福井県坂井市丸岡町本町一丁目ほか地区内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和6年3月2日に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和6年4月9日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - 2 作業の種類
公共測量（空中写真測量）
 - 3 作業の期間
令和5年6月9日から令和5年12月11日まで
 - 4 作業の地域
福井県小浜市

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和6年4月9日
福井県知事 杉本 達治
- 1 落札に係る特定職務の名称および数量

- 警察庁舎清掃業務委託 一式
 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
 福井県警察本部警務部会計課
 福井県福井市大手3丁目17番1号
 3 落札者を決定した日
 令和6年3月25日
 4 落札者の名称および所在地
 株式会社アイビックス
 福井市下馬2丁目101
 5 落札金額
 37,092,000円
 6 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
 7 一般競争入札の公告を行った日
 令和6年2月6日

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県選挙管理委員会
 委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和5年5月20日	福井県土地家屋調査士政治連盟	加藤 栄一	会計責任者	丸山 誠二	番匠 功
令和5年6月1日	自由民主党福井県南条郡第二支部	仲倉 典克	会計責任者	仲倉 恵美子	仲倉 輝夫
令和5年12月24日	幸福実現党越前中史後援会	玉村 恵美子	主たる事務所 の所在地	越前市家久町102-22-25	越前市武生柳町9-8
		代表者		玉村 恵美子	鎌谷 崇史

令和6年1月7日	幸福実現党福井県本部	白川 康之	会計責任者	玉村 恵美子	福田 由香
令和6年1月7日	幸福実現党福井後援会	塚谷 寛司	会計責任者	津田 修一	森國 英和
令和6年1月10日	はた孝幸後援会	畑 孝幸	主たる事務所の所在地	福井市四十谷町1-23	福井市四十谷町5-17
令和6年1月19日	福井県農政連二州支部	呉林 堅	代表者	呉林 堅	増田 貞雄
令和6年2月19日	杉本かずのり後援会	杉本 和範	代表者	杉本 和範	西田 貴哉
令和6年2月25日	自由民主党あわらし支部	笹原 修之	主たる事務所の所在地	あわらし市春宮3-19-15	あわらし市花乃杜1-1-21
令和6年3月6日	福井県理学療法士連盟	五十嵐 圭介	代表者	笹原 修之	赤尾 政治
			主たる事務所の所在地	福井市新田塚2-19-11	福井市江守の里2-807
			会計責任者	五十嵐 圭介	米村 好真

福井県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
令和5年5月31日	岩本ふみえを応援する会	岩本 史枝
令和5年12月31日	最強福井の会	池上 優徳
令和5年12月31日	山口志代治後援会	山口 志代治
令和5年12月31日	吉田清隆後援会	吉田 久夫
令和6年2月29日	稲田朋美松岡地区後援会	江守 勲
令和6年3月5日	山崎正昭東藤島後援会	松田 典次
令和6年3月6日	大交流時代を拓く会	皆川 信正
令和6年3月11日	福井県退職公務員政治連盟	旭 信昭

福井県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、資金管理団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月9日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和6年1月10日	孝幸	はた孝幸後援会	主たる事務所 の所在地	福井市四十谷町 12-23	福井市四十谷町 5-17

監督委員告示

福井県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人上坂誠和から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年4月9日

福井県監査委員

兼井 大

同 山浦 光一郎

同 五十嵐 昌子

同 伊藤 和弘

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第29号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イに規定する技能検定員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和6年4月9日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 審査の種類、期日および場所

(1) 種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、

技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）および技能検定員審査（普通二種）

(2) 期日

令和6年5月23日（木）および同年5月24日（金）

(3) 場所

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

2 審査の申請手続に関する事項

(1) 申請に必要な書類

ア 審査申請書

イ 運転免許証の写し

ウ 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面

(イ) 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に達する成績を得た者

(ロ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識

に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者

(ハ) 教習指導員資格者証の交付を受けた者

(ニ) 他の種類の免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先

坂井市春江町針原第58号10番地

福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和6年4月19日（金）

3 その他審査の実施に関する必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

ア 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（準中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）および技能検定員審査（牽引）

当該審査に用いられる自動車を運転することができていること。

イ 技能検定員審査（大型二種）

大型自動車第二種免許および技能検定員資格者証（大型）の交付を受けていること。

ウ 技能検定員審査（中型二種）

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および技能検定員資格者証（

中型）の交付を受けていること。

エ 技能検定員審査（普通二種）
 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および技能検定員資格者証（普通）の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準
 ア 技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）および技能検定員審査（普通二種）
 次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令について	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

イ 前記ア以外の審査
 次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は90パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察および採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は95パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上の成績であること。

技能検定に関する知識	自動車教習所に関する法令についての知識	セント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	技能検定の実施に関する知識 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等
 坂井市春江町針原第58号10番地
 福井県警察本部交通部運転免許課（電話 0776-51-2820）

福井県公安委員会告示第30号
 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イに規定する教習指導員審査（以下「審査」という。）を行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。
 令和6年4月9日
 福井県公安委員会
 委員長 奥井 隆

- 審査の種類、期日および場所
 - 種類
 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）および教習指導員審査（普通二種）
 - 期日
 令和6年5月23日（木）および同年5月24日（金）
 - 場所
 坂井市春江町針原第58号10番地
 福井県警察本部交通部運転免許課

- 審査の申請手続に関する事項
 - 申請に必要な書類
 - 審査申請書
 - 運転免許証の写し
 - 次のいずれかに該当する者は、それぞれに該当することを証する書面
 - 過去1年以内に審査を受け、当該審査において3(2)アの表の中欄または3(2)イの表の中欄に掲げる審査細目のいずれかについて同表の右欄に定める合格基準に

達する成績を得た者

- (イ) 過去1年以内に技能検定、技能教習または学科教習についての技能または知識に関する講習で国家公安委員会が指定するものを修了した者
- (ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けた者
- (エ) 他の種類の免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

(2) 提出先
坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課

(3) 提出期限

令和6年4月19日(金)

3 その他審査の実施に関し必要な事項

(1) 審査を受けようとする者の資格要件

- ア 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)、教習指導員審査(準中型)、教習指導員審査(普通)、教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)および教習指導員審査(牽引)当該審査に用いられる自動車運転することができる免許を受けていること。
- イ 教習指導員審査(大型二種)
- ウ 教習指導員審査(中型二種)
- エ 教習指導員審査(普通二種)
- オ 教習指導員審査(普通二種)

大型自動車第二種免許および教習指導員資格者証(大型)の交付を受けていること。

大型自動車第二種免許または中型自動車第二種免許および教習指導員資格者証(中型)の交付を受けていること。

エ 教習指導員審査(普通二種)

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許または普通自動車第二種免許および教習指導員資格者証(普通)の交付を受けていること。

(2) 審査方法およびその合格基準

- ア 教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)および教習指導員審査(普通二種)

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。

教習に関する知識	旅客自動車運送事業および自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
----------	-----------------------------------	---

イ 前記ア以外の審査

次の表の左欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の右欄に掲げる審査方法等により行う。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験または面接試験により行うものとし、その合格基準はそれぞれ80パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式または正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のもの85パーセント以上、その他のものは95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験または論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。

(3) 審査に関する問合せ等

坂井市春江町針原第58号10番地
福井県警察本部交通部運転免許課(電話 0776-51-2820)